

市民企画事業補助金制度 Q&A

市民企画事業補助金制度について、みなさんから寄せられた質問や想定される質問をまとめました。制度の内容確認や申込を検討する際に、参考としてください。

なお、募集要項および本Q & Aに記載されていない事項についてのご質問やご相談等は、**協働推進課**までお問い合わせください。

1. 制度全般について

Q1-1: 「B 事業実施部門」の応募事業に求められる「団体の自立運営」とは具体的にどういうことですか？

A 1-1 : 事業による収入や寄付金、協賛金を募るなどして団体自らが資金を調達し、補助を受けずに事業ができる状態を指します。

Q1-2: 自立とは、将来補助金なしでやっていくということですか？

A 1-2 : そのとおりです。補助を受けている間に市民の皆さんに活動を周知し、広く市民から支援、賛助を得ることで自立可能な体制を整えてください。自立して事業を実施していこうとする団体の姿勢も、評価の対象となります。応募書類の作成時にはご注意ください。

Q1-3: 団体の所在は市内ですが、実際に活動する者は市外在住でも構いませんか？

A 1-3 : 応募できる団体の要件に該当し、市民を対象とする事業であれば構いません。

Q1-4: 応募団体の要件として、「構成員に複数の市民を含むこと」とあるが具体的には何人の市民が必要か？

A 1-4 : 2人以上の市民が含まれていれば応募可能です。

Q1-5: 提出書類に会員名簿とありますが、様式自由であるため、どのような項目を書けばよいですか？

A 1-5 : 応募団体に所属している会員の氏名、住所、役職等が記載されていれば結構です。この会員名簿は、応募団体の要件「構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。」を確認するためのものです。市内在住者が2人に満たない場合には、住所以外で上記要件を確認できる市内の勤務先や通学先を記載してください。

Q1-6: 複数の団体や市民が一つの事業体として活動する実行委員会は応募できますか？

A 1-6 : 市や他の地方自治体などを含む実行委員会であれば応募可能です。

Q1-7: 非営利団体が対象ということですが、ボランティアでなければならぬのですか？

A 1-7 : 非営利とは、事業実施にあたって得られた利益を団体会員で分配せず、団体の活動目的を達成するために行う次の事業展開にかかる経費に充てるものです。したがって、イベントなどで参加料を徴収することや、外部講師やイベントの出演者等に報酬を支払うことなどは、補助の対象になります。なお、団体の構成員への謝礼は原則として補助対象外となります。

Q1-8: NPO法人は地域を特定せずに活動しなければならないため、応募対象事業の要件「市内で実施すること」では対象とならなくなってしまいますが？

A 1-8 : 市内で事業展開する部分で応募してください。事務所は市内になくても、八王子市民のために事業を展開しているものであれば応募可能です。

Q1-9：この機会に新しくスタートする組織でも応募は可能でしょうか？

A1-9：応募時点で団体（組織）として立ち上がっており、「応募できる団体」の要件を満たしていれば、事業を行うにあたり、この補助金を活用するため新たに組織した団体であっても、応募できます。

2. 対象事業について

Q2-1：どういう事業が対象になるのか具体例を挙げてください。

A2-1：行政側での発想には限界があります。この補助制度では、市民の皆さんの自由で柔軟な発想を尊重したいと考えています。行政側の型にはめてしまうのは、本制度の主旨に反するため、事業の具体的な例示は行いません。

Q2-2：市等との共催事業は、補助の対象になりますか？

A2-2：対象になりません。共催は、資金的な支援ではありませんが、市等が主体的に実施する事業と位置付けられ、会場の使用等で市から支援を受けていると考えられるため、対象外となります。

Q2-3：出版事業を計画しています。応募できますか？

A2-3：応募は可能です。ただし、募集要項に記載があるとおり、公益性等の評価項目に沿って評価します。

Q2-4：「A 活動支援部門」への応募を考えていますが、どのような事業が対象となりますか？

A2-4：対象となる活動に特に縛りは設けておりません。皆様の自由な発想でのご応募をお待ちしています。不明な点がございましたら協働推進課までお問い合わせください。

Q2-5：「B 事業実施部門」では、同一事業に対して3回まで応募できるとありますが、どこまで同一事業として認められますか？

A2-5：年度により事業の名称や多少の方向性の変更があっても、事業内容や目的により判断し、同一事業とみなすこともあります。過去に補助金を受けていた場合、今回の応募事業と、過去に補助を受けた事業とを比較して、同一性が認められる場合には、新規事業としての応募を受け付けられない場合がありますのでご了承ください。

Q2-6：「C 事業連携部門」では、どのような事業が対象になりますか？

A2-6：自立運営を果たしている市民活動団体が、他の団体と互いの強みを活かして連携することで、双方の団体にとって効果的となる事業を対象としています。応募にあたっては、どのような地域課題の解決のために、どのような事業の実施が必要で、さらにどの団体と連携することでより効果的に事業が展開できるのかを、団体のみなさまで考案いただき、お申込みいただければと考えております。ただし、個別団体の主たる事業で、日頃から他団体と連携がある事業は対象となりません。

なお、ここでの「他の団体」とは、互いに異なる分野で活動する団体を想定しています。詳細につきましては協働推進課までお問い合わせください。

3. 補助対象経費について

Q3-1：家賃などは対象になりますか？

A3-1：対象になりません。本補助金は、団体自体の運営を補助するものではなく、あくまで事業費に対して補助を行うものですので、家賃や事務局経費など経常的な経費は対象外となります。

Q3-2：自己資金の範囲はどこまでですか？

A3-2：公的機関（市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体）からの補助金以外は、自己資金とみなします。

Q3-3：事業に必要である50万円の機器を購入する予定です。50万円のうち10万円を補助してほしいのですが？

A3-3：高額な備品（概ね20万円以上）の購入費は補助の対象となりません。

Q3-4：事務所の家賃や光熱水費は補助対象外ですが、事業を実施するための会場として倉庫等を借りる場合も対象にならないのですか？

A3-4：事業を実施するうえで必要な経費であれば、対象となります。

Q3-5：設備に関係するものも対象経費になりますか？備品などはパソコンを1台購入しても10万円を超えてしまいますが？

A3-5：補助の対象となる経費は、団体運営に係る経費ではなく、事業に係る経費です（Q3-1参照）。事業実施に必要で自立後も継続的に使うものであれば、対象となります。個々のケースについては、応募書類や担当課評価で内容を確認し、審査の過程で判断していきます。

Q3-6：購入時にポイントカードや会員カード等にポイントが付いてしまった場合も、その分は補助対象外となるのですか？

A3-6：補助対象外となります。補助金額対象経費については、ポイントが付かないような買い方をしてください。ポイント使用やポイント付与が書類上確認できた場合は、1ポイント1円とみなし、その分を差し引いた金額で確定します。

Q3-7：4月以降に実施するイベントの会場使用料として、3月以前に支払いをした経費についても補助の対象となりますか？

A3-7：補助の対象となるのは、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの期間に実施する事業にかかる経費でかつその期間内に支払いをした経費となります。したがって、令和6年（2024年）3月31日以前に支払った経費は補助の対象となりません。

4. 事務手続等について

Q4-1：補助金交付後に発生する手続きや作業にはどのようなものがありますか？

A4-1：事業終了後に決算書等を含めた実績報告書、成果報告書の提出が必要です。

補助金は概算払いで支払いますので、事業終了後に実績報告書、決算書、出納簿、領収書の写しを提出していただき、精算を行います。日頃の帳簿記入、領収書の保管等の徹底をお願いします。また、事業を行った成果を評価委員や市民の皆さんに報告する「成果報告会」にも参加が必要です。

「概算払い」...予め一定の金額を債権者に支払い、後日債務金額が確定したときに精算する方法

Q4-2：応募書類等の様式をパソコン等で作成しても良いですか？

A4-2：作成可能です。様式は市のホームページからダウンロードできます。また、応募の際には、作成した電子データも併せて提出してください。

申請書・報告書等の様式は以下のページからダウンロードできます。

Q4-3：事業内容の欄が小さく、書ききれない場合も考えられますが、別紙を添付してもいいですか？

A4-3：別紙添付も可能ですが、応募団体間の公平性を確保するため、A4判1枚まででお願いします。

Q4-4：実際に補助金が交付される時期はいつ頃になりますか？

A4-4：採択・不採択の団体を決定した後、団体からの交付申請に基づいて指定された金融機関の口座へ振り込みます。申請を早く行っていただければ、令和6年（2024年）5月中旬以降に交付します。

Q4-5：他団体と連携して事業を実施する場合、必ず「C 事業連携部門」に応募すべきですか？

A4-5：どちらの部門に応募しようか迷われている場合、基本的には団体で決めていただいて結構です。ただし、「C 事業連携部門」は、自立運営ができている団体を対象としていますので、最新の決算書で赤字が出ているなどの状況の場合、「B 事業実施部門」への応募をお願いすることとなります。また、設立間もない団体の場合は、「A 活動支援部門」への応募を推奨します。

Q4-6：「B 事業実施部門」に申請したいが、公開プレゼンテーションの時間等は希望できますか？

A4-6：各団体からの要望を調整するのは困難ですので、基本的には市が指定した時間に発表をお願いします。また、公開プレゼンテーションでの説明者は、団体の代表者ではなくても、当日参加可能な方で構いません(ただし、事業内容を理解しており説明ができ、評価委員等からの質疑応答に対応できる方)。

Q4-7：新たに組織した団体の場合、応募書類の実績や収支計画欄はどのように記入すればよいでしょうか？

A4-7：新たに組織した団体の場合は、活動実績や直近の事業年度の決算額はないものと見込まれるため、応募書類の当該欄は、空欄としていただいて構いません。しかし、収支計画では、実施しようとしている事業の資金計画を明確にさせていただく必要があるため、計画（予定）としてご記入ください。

Q4-8：同じく新たに組織した団体の場合、最新の決算書がありませんが、どうすれば良いでしょうか？

A4-8：その旨ご記入いただいたものを添付してください。なお、特に様式はございません。

Q4-9：補助対象事業となった場合、会場確保のため市の施設を優先的に申込みができるのでしょうか？

A4-9：補助対象事業でも市の施設等への申込みは一般の方と同様です。市としては、広報紙への掲載や市施設へのチラシ等の配架に関して、便宜を図るよう調整します。